

令和8年度広島県私立高等学校等修学支援業務提案書評価基準

1 評価項目及び配点

評価区分	評価項目	評価の視点	配点
1 業務の実施方針 [5点]	○ 提案の具体性	・業務内容を適切に認識しているか ・業務改善等の取組についての考え方が明確に記載されているか	5点
2 事務処理内容・ フローの確認 及び検証[25点]	○ 業務の遂行の確実性	・業務スケジュールを正確に把握しているか ・確実に処理（履行）するために必要な対策が講じられているか	10点
	○ 品質確保方法の有効性、 実現性	・ミス防止の対策、ミスが生じた場合の対応について、有効な方法がとられているか ・品質確保のための指標等が具体的か	10点
	○ 業務プロセスの点検等の 妥当性、実現性	・検証方法が具体的で適切なものか	5点
3 業務マニュアルの 整備 [10点]	○ 安定的な事務処理の確保	・課題の把握や改善方法等の整理が計画的にマニュアルへ反映されることが期待できるか	5点
	○ 将来的な活用可能性	・将来事務を行う者が円滑に業務遂行できるようなマニュアル整備が図られると認められるか	5点
4 業務処理体制の 構築 [50点]	○ 処理体制の妥当性、有効性	・人員の配置計画や役割分担が適正か	10点
	○ 繁忙期対応 (体制の安定性、実現性)	・繁忙期に適切に業務を行えるための人員が確実に確保、配置されると認められるか	5点
	○ 責任者の要件、育成、 教育体制	・統括責任者や業務責任者について、適切な人選がされているか。 ・組織としての教育体制が十分か	10点
	○ 従事者の育成、教育体制 (時期、内容、方法等の適切さ)	・必要な知識や技術を業務従事者に教育する組織的な体制が整えられているか	10点
	○ 危機管理体制の確実性	・危機の発生について即時に感知するための内部統制措置が講じられているか ・重大なミスが発生した場合に、組織的に対応するための体制がとられているか	10点
	○ 業務遂行の実現性	・処理体制に根拠（業務量、処理期間、配置人数等）があり、履行期間内に業務を確実に処理できる安定した体制と認められるか	5点
5 業務連絡会議等の 開催 [5点]	○ 本業務の有効性、実現性	・業務に係る県との必要な意見交換、課題共有、連絡調整を迅速に行う機能を有した体制が整えられているか	5点
6 情報セキュリティ [5点]	○ 取組体制の充実度	・業務従事者への教育等組織的な体制、意識向上の仕組が整えられているか	5点
7 見積額 [5点]	○ 予算上限額との比較	・見積額/事業予算額（上限）	5点
8 同種の業務の 履行実績 [5点]	○ 同種の業務の履行実績	・同規模の団体の履行実績があるなど、業務実施に有効なノウハウを有しているか	5点
9 その他提案 [10点]	○ 現行業務の具体的な改善 提案の有効性 ○ その他独自の提案の有効性	・本業務の目的を達成するために効果的な内容と認められるか	10点
採点数			120点

2 評価方法

提出された提案書の内容について、評価項目ごとに次表により評価を行う。

① 「7 見積額」以外の項目

評点 配点	5 特に優れている	4 優れている	3 普通	2 やや劣る	1 劣る
10点の場合	10点	8点	6点	4点	2点
5点の場合	5点	4点	3点	2点	1点

② 「7 見積額」

評点 配点	5 特に優れている	4 優れている	3 普通	2 やや劣る	1 劣る
(見積額) ÷ (事業予算額 (上限))	0.7超～ 0.9以下	0.9超～ 0.95以下	0.95超～ 0.97以下	0.97超～ 0.99以下	0.99超 又は0.7以下
5点	5点	4点	3点	2点	1点

※1.0超えは失格

3 選定順位

評価は、各審査委員の採点数の合計点により行う。合計点が同点になった場合は、次の方法により、順位を決定する。

- (1) 評価区分の「4 業務処理体制の構築」の点数が高い者を上位とする。
- (2) (1) も同点の場合は、評価区分の「2 事務処理内容・フローの確認及び検証」の点数が高い者を上位とする。
- (3) (2) も同点の場合は、選考委員の意見を踏まえた上で、委員長が順位を決定する。

4 最優秀提案者の決定

選考委員会の評価や意見を基に最優秀提案者を決定する。

なお、各委員（5人）の採点の合計点で 360 点（6割）を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀者を選定する。